

- 1 生活支援
- 2 休業補償
- 3 資金繰り
- 4 学生支援

4つのまとめ

あなたにあてはまるメニューを確認するのにつかってください。

2020.6.6 時点の情報です。
日々更新されていますので、それぞれの
問い合わせ先で詳細をご確認ください。



3 資金繰り

給付金	21	持続化給付金 法人事業者 200万円 個人事業者 100万円 対象要件を拡大（フリーランスも一部対象） ・今年1-3月末に創業の場合は売上が1-3月の平均より50%以上減少 拡大枠の申請はオンラインで6月中旬に開始	持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570
	22	家賃支援給付金 ①1カ月の売上高が前年同月比で 50%以上減少 ②連続3ヶ月の売上高が前年同期比で 30%以上減少 ※どちらかに当てはまれば対象となります 額上限：原則300万 ※複数店舗経営は最大600万まで 給付割合：月額家賃の2/3 （一定額を超える部分は1/3に減率） 対象期間(原則)：5-12月 申請 ▶ 7月1日(予定)から原則オンライン申請	<問合せ先未確定> 所管は経済産業省となりますので、時期を見てホームページをご確認ください。
支援金	23	休業要請支援金 中小企業 100万円 個人事業主 50万円 申請 ▶ 5月31日まで 5月31日までにWEB登録が完了している人は 6月20日まで	休業要請支援金 相談コールセンター ☎06-6210-9525
	24	休業要請外支援金 中小企業：府 100万円(最大) + 市 50万円(最大) 個人事業主：府 50万円(最大) + 市 25万円(最大) 申請 ▶ 5月27日からWEB受付開始 専門家による書類の事前確認で審査がスムーズです。	休業要請外支援金 相談コールセンター ☎0570-200-308
融資・貸付	25	売上高 ↓ 5% 以上減少 商工中金等による「危機対応融資」 セーフティネット5号[融資] 指定1145業種の場合 新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充) 小規模事業者の場合	商工組合中央金庫 ・お近くの民間金融機関 ・各信用保証協会
		生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策衛経(拡充) 生活衛生関係営業（旅館、飲食、理美容店など）の場合	日本政策金融金庫
		売上高 ↓ 10% 以上減少 衛生環境激変対策特別貸付 生活衛生関係営業(旅館、飲食、喫茶)	
	売上高 ↓ 15% 以上減少 危機関連保証	・お近くの民間金融機関 ・各信用保証協会	
	売上高 ↓ 20% 以上減少 セーフティネット4号[融資]		
	減少幅に関係なく セーフティネット貸付	日本政策金融金庫	

※詳しい情報は経済産業省の支援策パンフレットでご確認ください。